

税務における第一人者
“税務マエストロ”による税実務講座

税 務 マエストロ

TAX MAESTRO

今週のマエストロ&テーマ

令和4年4月19日 最高裁判決後の総則 6項適用について

#273

梶野研二
(税理士)



略歴

国税庁 課税部 資産評価企画官付企画専門官、同資産課税課課長補佐、東京地方裁判所 裁判所調査官、国税不服審判所本部 国税審判官、東京国税局 課税第一部資産評価官、玉川税務署長などを経て、平成25年6月 税理士登録。現在、相続税を中心に税理士業務を行っている。

○主な著書 「ケース別 相続土地の評価減」、「非公開株式評価実務マニュアル」(新日本法規)、「判例・裁判にみる非公開株式評価の実務」(共著)(新日本法規)、「株式・公社債評価の実務」、「土地評価の実務」(共著)(大蔵財務協会)

※取り上げて欲しいテーマを編集部にお寄せください。
ta@lotus21.co.jp

今回のテーマ

財産評価基本通達第1章総則第6項¹の適用を巡っては、これまで、その適用基準が不明瞭である、あるいは特定の納税者に対して恰も狙い撃ちをするかのような課税処分を行うことは平等原則に反するなどと言われてきました。令和4年4月19日最高裁判所第三小法廷判決(以下「令和4年最高裁判決」といいます。)は、同項を適用した課税処分の取消しを求める納税者の主張を排斥しました。この判決において、最高裁判所は、総則6項の適用と租税法における平等原則との関係についての考え方を述べており、今後の評価実務に与える影響は大きいと思われる。

そこで、本稿では、令和4年最高裁判決の考え方を整理し、総則6項を巡る実務への影響について説明することとします。

マエストロの解説

第1 総則6項とは

相続税法第22条は、「この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時の時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。」と定めており、相続税及び贈与税の課税上、財産の評価は時価によることとし、その時価とは、当該財産の客観的な交換価値をいうものと

¹ 昭和39年4月25日直資56ほか「相続税財産評価に関する基本通達」として制定され、地価税法の制定を機に、平成3年12月18日に「財産評価基本通達」と改題されたが、総則6項については、通達制定当時から改正はされていない。本稿では、同通達を「評価通達」といい、同通達第1章総則第6項を「総則6項」という。